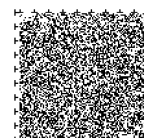


調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市

成年後見制度利用促進基本計画

概要版

令和2（2020）年3月



第1 計画策定の背景と前提

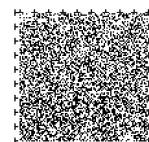
1 権利擁護支援や成年後見制度利用促進と私たちの暮らし

(1) 「権利擁護支援」及び「成年後見制度利用促進」とは

高齢化の進展に伴い、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより、自らにとって必要なことを主張したり、一人で選択・決定することが難しい状態にある人が増加するとともに、次のようなケースが増加しております。

- ・認知症の方や知的障害者、虚弱な方や情報へのアクセスが困難な方など、生活全般に見守り対応や支援が必要なケース
- ・経済的虐待や放置・放任等の虐待、消費者被害や詐欺被害に遭われる高齢者や障害者、支援の拒否（セルフネグレクト（自己放任））等の方など、積極的な介入や支援が必要なケース
- ・お金や財産の管理や生活福祉サービスの適切な利用ができない、病院や施設、住宅等の支払いや契約ができない、滞ってしまうことで生活の質が著しく低下してしまうケース

このようなケースに該当する方が地域社会に参画しながらその人らしい生活を継続できるよう、権利擁護支援と意思決定を支援することが求められています。成年後見制度は、その目的のための手段の一つであり、本人にとって最適な権利擁護支援や成年後見制度の利用を促進していくことが重要です。

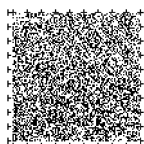


権利擁護支援には、見守りや地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業、以下「地域福祉権利擁護事業」といいます。）の利用を含む様々な支援方法があり、その中から最も本人に適した支援方法を選択することが重要です。また、虐待や消費者被害等の権利侵害が想定される場合には、行政等による早期の対応が必要になる場合もあり、刻々と変化する本人の状況を地域の中でしっかりと見守り、適切な支援につなげていくことが求められます。成年後見制度についても、必要な人が、本人にとってメリットを実感できる内容で利用できるような制度の運用が求められています。

（２）「権利擁護支援」及び「成年後見制度利用促進」に向けて重視すべき 主な視点とは

そのためには、以下のような視点を重視することが必要となります。

- ・地域と連携し、自らSOSを発しにくい人を早めに「発見」すること
- ・初期相談から専門相談の流れの中で、見守りや地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の利用を含む様々な方策の中から、本人に適した方法が取られること
- ・成年後見制度を利用する場合は、成年後見人等の選任や交代等において、本人がメリットを実感できる制度の運用がなされること
- ・地域の中で、本人を見守る「チーム」、地域の専門職団体の協力体制（「協議会」）、コーディネートを行う「中核機関」の整備等の権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること 等



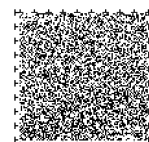
2 「権利擁護支援」や「成年後見制度利用促進」をめぐる国の動向

(1) 地域共生社会の実現と権利擁護支援の重要性

現在、国において、制度・分野ごとに「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会の実現」を目指しています。たとえ認知症、知的障害その他の精神上的障害があることにより、自分らしい生活を送る上で大切なことを自ら主張し、選択し、決めていくことが難しい状態になっても、地域社会に参画しその人らしい生活が続けられるよう、「包括的な支援体制」の整備とともに、「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築が求められています。

(2) 権利擁護支援の一つの手段としての成年後見制度

平成 12 年に開始された成年後見制度は、認知症や、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない方の地域でのその人らしい生活継続を目的とした財産管理や身上保護を、成年後見人（成年後見人のほか、保佐人、補助人を含む。以下「後見人等」といいます）等が行う仕組みであり、高齢者等の消費者被害や虐待等の権利侵害防止にも効果のある制度です。前述の地域共生社会づくりに向けた権利擁護支援の手段の一つで、今日までの間に制度利用の促進に向け、平成 28 年 5 月、利用促進法が施行されています。



第2 広域による共通計画策定の目的と位置付け

1 広域での共通計画策定の目的

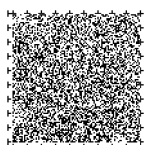
平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「利用促進法」といいます。）では、市町村の講ずる措置等が規定されており、市町村は、国の成年後見制度利用促進計画（以下「国基本計画」といいます。）を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされています。これを受けて、平成29年3月に閣議決定された国基本計画では、市町村に対し、権利擁護支援の地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努めることを求めています。

5市（調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市）においては、平成15年度より、福祉的な配慮に基づく成年後見事務の提供を主業務とする法人として多摩南部成年後見センター（以下「センター」といいます。）を設置し、5市による共同運営を行っているところです。そこで、5市では、センターを活用した15年余に及ぶ協働の実績を生かしながら、同地域における成年後見制度利用促進に資する体制整備を協働して進めていくことを目指して、広域による共通の目標をまとめ、共通計画として策定します。ただし、共通計画だけでは、成年後見制度利用促進に向けて各市の実情に応じた段階的・計画的な整備の推進を図るのに不十分な点があるため、5市で時期を見極めたうえで、各市の福祉関連計画・単体計画と一体的に策定するものです。

2 5市における市町村計画と共通計画との関係性

5市では、市町村計画として、以下のような計画策定・施行を予定しています。

共通計画は、5市が、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用をしていくに当たり、センターを活用しながら達成していくべき共通の目標や目標実現に向けた施策の方向性を掲げたものです。



いわば、共通計画は、5市における共通の目標（基本計画）を示す市町村計画であり、各市の実情に応じた段階的計画的取組みを示す福祉関連計画や単体計画と合わせて成年後見制度利用促進の市町村計画と位置付けられます。

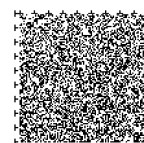
5市の市町村計画の形態、期間、施行時期 一覧表

	市町村計画の種類	計画期間	施行時期	備考
調布市	単体計画として策定	令和3(2021)年度から 令和5(2023)年度まで	令和3(2021)年4月	
日野市	地域福祉計画等と一体的に作成	令和2(2020)年度から 令和6(2024)年度まで	令和2(2020)年4月	
狛江市	地域福祉計画等と一体的に作成	平成30(2018)年度から 令和5(2023)年度まで	令和3(2021)年4月	
多摩市	地域福祉計画と一体的に作成	令和2(2020)年度から 令和4(2022)年度まで	令和2(2020)年4月	
稲城市	単体計画として策定	令和3(2021)年度から 令和5(2023)年度まで	令和3(2021)年4月	※令和6(2024)年度からは、次期稲城市保健福祉総合計画と一体的に作成

3 本計画の期間

本計画の期間は、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までとします。

市町村が策定する高齢者総合計画や障害者総合計画における計画期間は、そこに盛り込まれた各施策の実施時期を示したものであることが一般的です。しかし、本計画では、そのような施策の実施スケジュールではなく、本計画の見直しの目安としての計画期間と位置付けています。



第3 5市及びセンターの今後の方向性

○5市における権利擁護支援の基盤や一次相談窓口としての状況と課題の整理

- ・権利擁護支援・成年後見制度利用促進に係る体制整備、取組み等に関する地域の状況の認識と課題の整理

例)

—権利擁護支援が必要な人の早期発見のための方策検討と実施

—本人や家族にとって分かりやすい相談窓口の周知徹底と本人からの相談対応力の向上

—相談内容に対する権利擁護支援の必要性に関する判断の仕組みや体制の整備

—権利擁護支援が必要な人の支援方針の検討に関する仕組みの在り方

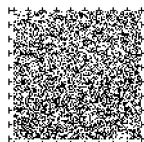
- ・専門職団体や地域の関係機関等を含めた権利擁護支援の地域連携ネットワークの在り方

- ・権利擁護支援や成年後見制度利用促進に向けた、今後の地域における中核機関機能の在り方についての検討

○法人後見実施機関としてのセンターの在り方及びそれ以外の中核機関としての機能についての検討

- ・センターの広域機能を活かした、5市間の関係性の構築や専門職団体や地域の関係機関、家庭裁判所等との顔の見える関係づくり、幅広い人材育成等の取組み課題の整理

○地域(5市)での、それぞれの市域での段階的基盤整備を前提とした、今後のセンター機能の在り方についての検討



第4 共通計画の基本理念・体系と目標・取組みの方向性

1 共通計画の基本理念と目指す姿

5市では、地域共生社会の実現を目指した、権利擁護支援や成年後見制度利用促進の基本理念を次のように設定します。

基本理念

誰もが住み慣れた地域で、お互いに思いやり、支え合いながら、尊厳を持ってその人らしく生活を継続することのできる地域づくりを目指します。そのための取組みの一つとして、利用者がメリットを実感できるよう、権利擁護支援や成年後見制度を適切に利用できる体制を整備していきます。



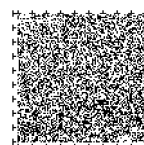
◆基本理念が目指す姿 ～基本理念が実現された時の姿～◆

○地域でその人らしい生活を送る上で大切なことを自ら主張し、選択し、決めていくことが困難な認知症、知的障害、精神障害、発達障害等の障害がある人（本人）が、生活の上での困りごとなどについて、どこに行けば相談できるのかを知っていて、気軽に相談することができます。また自ら支援を求める声を上げられない人も、周囲の人の気づきや支えによって相談窓口につながっています。

⇒基本目標 1へ

○本人の意思が最大限尊重される中で、継続的な切れ目のない相談支援を受けることができます。その結果、心身の状態や生活の変化に応じて、地域住民や関係機関等を通じた見守りや、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等の制度から本人に適した方法が選択され、地域で自分らしい生活を継続することができます。支援の内容は、本人の意思や心身の状況の変化に応じて、対応していきます。

⇒基本目標 2へ



○成年後見制度の利用を必要とする本人や家族等が、申立てについて地域の中で相談が受けられ、本人に相応しい候補者が選ばれるなど、本人がメリットを実感できる制度の利用が可能になります。

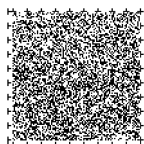
⇒基本目標 3へ

○成年後見制度を利用している本人が、地域で「チーム」による適切な支援を受けながら、制度利用のメリットを実感して、その人らしい生活が継続できます。また、後見人等も、「チーム」による支援を受けられることで安心して後見活動を行うことができ、より本人の希望に合った生活の継続が可能となります。

⇒基本目標 4へ

○権利擁護支援を必要とする本人が、経済的なあるいは生活環境等の事情に関わらず、地域で適切に権利擁護に関する支援を受け、その人らしく生活を継続していくことができます。そのために、市域の行政と市民・支援者間のネットワーク、広域での5市行政・センターをはじめとする関係機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークが形成されています。

⇒基本目標 5へ



2 共通計画の体系と目標（「基本目標」と「施策」）

本計画では、基本理念のもとに、目指すべき5つの「基本目標」を設定し、各基本目標のもとに、目標実現に向けた「施策」（計16）を設定します。この「基本目標」と「施策」は、5市が共通して取り組む目標と位置付けます。

共通計画の体系 基本目標と施策

基本目標1 目的・対象に応じた広報の充実【重点】

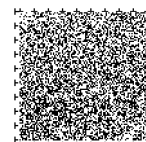
- 施策 1-1 権利擁護の必要性や成年後見制度に関する理解促進を目的とした広報活動等の充実
- 施策 1-2 5市域内における、誰もが気軽に相談できる窓口の設置及び周知

基本目標2 本人意思を尊重した切れ目のない相談の充実【重点】

- 施策 2-1 権利擁護支援の必要性を検討する仕組みの整備
- 施策 2-2 意思決定支援の在り方の検討
- 施策 2-3 成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援方法を検討する仕組みの整備
- 施策 2-4 地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への円滑な移行支援

基本目標3 利用者がメリットを実感できる成年後見制度利用促進

- 施策 3-1 本人や親族等による申立て支援に関わる相談支援の強化
- 施策 3-2 成年後見制度の利用が必要な人に適切な候補者を推薦する仕組みの整備
- 施策 3-3 市民後見人の育成、活動支援の実施
- 施策 3-4 法人後見実施機関の立上げ、活動支援の実施
- 施策 3-5 任意後見制度の利用等の相談、支援等の検討



基本目標4 後見人等への支援の充実

- 施策 4-1 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける「チーム」づくり及び活動の支援
- 施策 4-2 親族後見人への支援の拡充

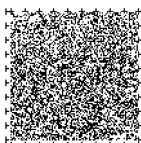
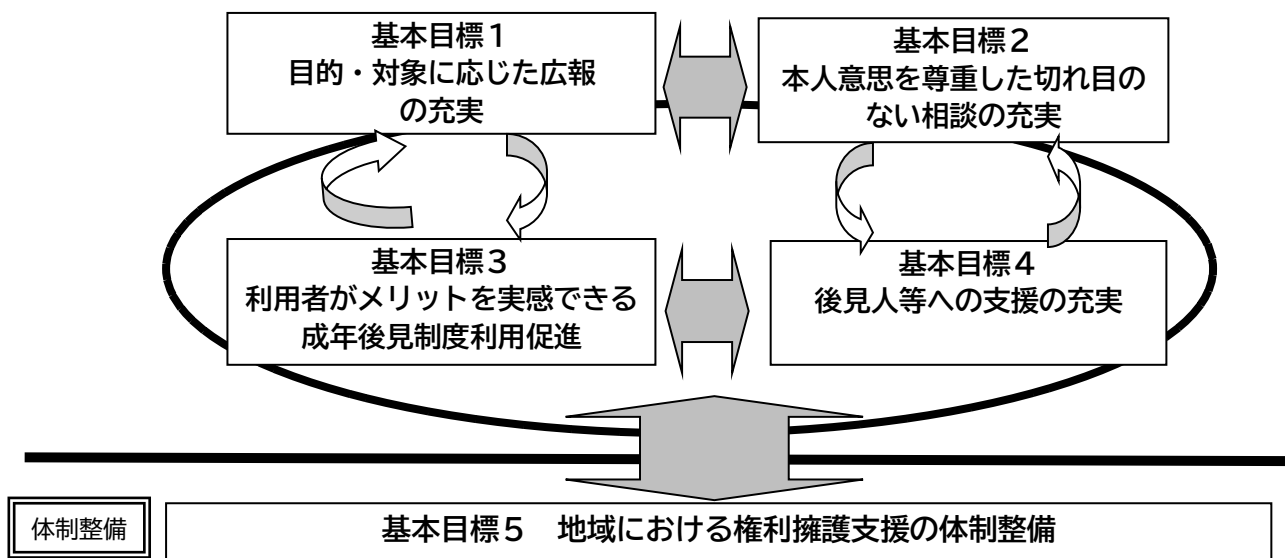
基本目標5 地域における権利擁護支援の体制整備【重点】

- 施策 5-1 中核機関の整備と機能分担の明確化
- 施策 5-2 成年後見制度利用支援事業の効果的な運用
- 施策 5-3 各市域と広域における重層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

第一期の共通計画では、基本目標1・2・5を重点目標と位置付け

これら、5つの基本目標の関係性は、おおむね次のように図示することができます。

5市における権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の4つの機能の段階的・計画的な整備



第5 計画の進行管理

1 共通計画の「振り返り」の目的

共通計画は、5市が権利擁護支援や成年後見制度の利用を促進していくに当たり、センターを活用しながら達成していくべき共通の目標や目標実現に向けた施策の方向性を掲げたものです。

そのため、5市による振り返りの目的は、主に次のように考えられます。

①利用者にとってよりメリットを実感できるような制度運用となっているか、という視点での確認

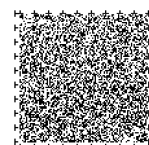
②各市で取り組むこと、あるいは広域（5市が協働）で取り組むことがより効果的と思われることの整理と5市協働で取り組む場合のセンターの役割等の整理

（5市がセンターに依頼する内容の洗い出し、センターの役割の明確化）

③5市各市における体制整備、取組みの進捗状況の確認

2 計画の「振り返り」の視点

この計画では、各基本目標、施策ごとの「振り返り」の視点を例示しています。5市及びセンターでは、これらの視点で毎年振り返り等を行い、それらの結果を前記協議の場で共有・協議し、各年の事業計画等への反映を行っていきます。その際、「振り返りの視点」として設定された事項について、各市の関係機関で共有すること、また、各市の振り返り結果等について5市間で共有を図り、その成果を次年度の取組みに生かしていくことが重要となります。



登録番号
(刊行物番号)

2019-292

調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市
成年後見制度利用促進基本計画
(概要版)

発行 令和2(2020)年3月

(事務局)

5市担当課

調布市 福祉健康部福祉総務課

日野市 健康福祉部福祉政策課

狛江市 福祉保健部地域福祉課

多摩市 健康福祉部福祉総務課

稲城市 福祉部生活福祉課

一般社団法人多摩南部成年後見センター

無断転載を禁ず

※この概要版は、5市の共通計画に基づき、調布市で編集しています。

